

令和4年第4回

荒川区教育委員会定例会

令和4年2月25日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和4年荒川区教育委員会第4回定例会

1	日 時	令和4年2月25日	午後3時30分
2	場 所	特別会議室	
3	出席委員	教育長職務代理者 教 育 長 委 員 委 員	繁 田 雅 弘 高 梨 博 和 長 島 啓 記 小 林 敦 子
4	欠席委員	委 員	坂 田 一 郎
5	出席職員	教 育 部 長 教 育 総 務 課 長 教 育 施 設 課 長 学 務 課 長 指 導 室 長 教育センター所長 生涯学習課長 ふるさと文化館学芸員 書 記 書 記 書 記 書 記 書 記	三 枝 直 樹 山 形 実 的 場 寛 菊 池 秀 幸 津 野 澄 人 大久保 和 彦 青 谷 宗 彦 野 尻 かおる 杉 山 茂 原 田 正 伸 小 川 綾 一 丸 田 恭 雅 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

議案第 9 号 審査請求に対する裁決について

議案第 10 号 令和 3 年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について

(2) 報告事項

ア 令和 3 年度荒川区教育委員会褒賞について

イ 令和 3 年度荒川区教職員表彰について

ウ 伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について

(3) その他

- 教育長 ただいまから荒川区教育委員会令和４年第４回定例会を開催いたします。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、東京都内においてまん延防止等重点措置が発出されている状況等を踏まえて、本日はオンライン形式で開催をさせていただいております。

本日４名出席でございます。坂田委員は御欠席との連絡を頂いております。

議事録の署名委員は繁田委員及び小林委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

１２月１０日開催の第２３回定例会の議事録を皆様にお送りしてございます。次回の定例会で承認についてお諮りいたしますので、次回までに御確認いただき、お気付きの点等について、事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして、ただいまから議事を進めさせていただきます。本日は、審議事項２件、報告事項３件となっております。

初めに、審議事項ですが、生涯学習課長がこの後に公務がございますので、最初に生涯学習課の案件から議題とさせていただきます。

議案第１０号「令和３年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について」を議題といたします。青谷生涯学習課長、説明をお願いします。

- 生涯学習課長 「令和３年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について」説明いたします。提案理由でございますが、荒川区文化財保護条例第４条及び第６条の規定により、荒川区登録文化財の登録及び荒川区指定文化財の指定を行うためでございます。

内容でございます。荒川区登録文化財とすべきものについて、２件。荒川区指定文化財とすべきものについて、２件。詳細につきましては、学芸員の方から説明させていただきます。

- ふるさと文化館学芸員 それでは、学芸員の野尻から登録すべき文化財、指定すべき文化財について御説明させていただきます。資料６ページ、それと、後ろの方に写真資料をつけておりますので、そちらも御参照ください。

それでは、まず１件目ですが、有形文化財、建造物、石浜神社本殿。所有者は南千住三丁目の石浜神社。内容ですが、昭和１２年の建造物で、一間社神明造という形式で造られています。四周に高欄付の縁を巡らして、正面の板扉の前に５段の木階と登高欄を設けております。写真を見ていただきますと分かるかと思いますが、これが石浜神社の本殿でございます。設計は近代寺社建築の代表的な建築家でございます伊東忠太が設計しております。その証拠といたしまして、昭和１１年１２月３日銘の棟札が現存しておりますし、また、伊東忠太の残した「野帳」ですけれども、その中に、同９年３月に石浜神社の工事に携わったということが記されております。

このときに、神明造の本殿以外に、幣殿・拝殿、鉄筋コンクリート製の地下室を造ってお

りましたが、昭和20年3月の空襲で焼失しております。戦災を免れて今に伝わっている建造物でございます。

昭和63年スーパー堤防の建設に伴いまして、現在地に曳家による移転が行われております。写真を見ていただきますと、右側のカラー写真ですが、ガラスで覆われております。これは、防犯上・防火上の問題をクリアするためにガラス壁を廻して新造の幣殿と拝殿とを一体化させたものでございます。

ちなみに、伊東忠太の区内の事例といたしまして、日暮里の本行寺の本堂、それから、文化館の前にございます橋本左内の墓の套堂を監修しております。

登録理由といたしまして、当該資料は、建築経緯や施工関係者等について明確な近代建築であり、昭和初期における伊東忠太の建設による木造神社建築の例としても貴重な建造物である、ということでございます。

続きまして、2件目。登録すべき文化財、無形文化財工芸技術、指物。保持者は井上健志さん。昭和46年生まれ、満50才になります。東日暮里四丁目にお住まいでございます。

保持者は千葉県松戸市にお生まれになりました。祖父の井上猪治氏、この方、元区指定無形文化財保持者でございます。また、父の喜夫氏、この方も指定無形文化財の保持者でございます。それに続く三代目の指物師で、平成2年に高校卒業後、父の喜夫氏に師事して指物の技術を修得しております。初代の猪治氏は新潟県出身ですけれども、江戸指物の系譜を引く職人に師事しまして、技術を修得しております。二代目の喜夫氏は父の猪治氏の下で技術を修得したところでございます。

具体的に、作品ですが、桑、献保梨、榎、黄蘗、桐などの木材で、鏡台ですとか棚ですとか文机、引出など木製家具や歌舞伎役者が使う楽屋鏡台などを製作し修理も行っております。歌舞伎役者の楽屋鏡台につきましては、オーダーメイドになっております。

平成11年度、東京都青年優秀技能者認定。同15年度、経済産業大臣指定伝統工芸士認定。同21年度、関東伝統工芸士会功労者表彰を受賞しております。

登録認定理由について読ませていただきます。保持者は、江戸指物の系統である丹波正斉の流れを汲み、技術系譜が明らかである。30年以上にわたって研鑽を積み、高度な技術を保持しており、区にとって重要である。写真を見ていただきますと、保持者が作業をしている状態が分かるかと思います。作例といたしまして、回転鏡という写真を添付してございますので、御参照ください。

続きまして、指定すべき有形文化財について、御説明させていただきます。有形文化財、歴史資料、彰義隊関係追弔碑群。南千住一丁目の円通寺にございます。

内容につきましては、円通寺境内に主に旧幕臣によって建立された墓碑を含む彰義隊、又

は旧幕臣関係の石造物等からなる39基です。年代を申しますと、慶応4年から昭和10年ぐらいのものになります。慶応4年5月15日に上野戦争が行われたことはご存じだと思いますが、その直後に当時の円通寺の住職仏磨和尚が、官軍に敗れて戦地に放置されておりました彰義隊の遺体を上野で火葬いたしまして、遺骨を円通寺に持ち帰って供養いたしました。その際、彰義隊戦死者墓が建立されて、以後、彰義隊の供養の拠点となっております。墓碑の周囲に戊辰戦争の戦死者及び彰義隊関係者の追弔碑が次々に建立されていったわけです。また明治40年には有名な上野の寛永寺から旧上野の黒門、区の指定文化財になっておりますが、これが移築されて、当時この追弔碑が建っているエリアへの入口となっております。上野戦争があった5月の造立が約3分の1を占めております。毎年開催された法要の際に、建立されていった可能性が高いと考えられています。保存状況はおおむね良好ですが、樹木の根が張ってしまい傾いた碑が少なからず存在しております。同エリアの整備、何らかの保護の手立てを講ずる必要があると文化財保護審議会の先生方から御意見が出ておりました。

指定理由といたしましては、上野戦争直後から彰義隊士の供養が行われてきた寺院に伝存してきた歴史的背景及び旧幕臣の戦死者供養とその経過をうかがう上で大変貴重であり、保存の必要があるということでございます。指定基準については表記のとおりです。写真は円通寺の追弔碑が置かれているエリアの写真を添付してございます。奥に見えるのが旧上野の黒門になります。右側は碑だけですが、天野君八郎の碑を添付してございます。

続きまして、無形文化財。工芸技術、鍛金の福士豊二さんについて御説明させていただきます。昭和19年のお生まれで、東日暮里四丁目にお住まいの77才の職人さんです。昭和34年に青森県から上京いたしまして、北区の田端に工房を持っていました同郷の叔父・奈良勇蔵氏に師事して技術を修得しております。奈良氏は東京の銀器の祖と言われている平田禅之丞の流れを汲む職人さんであります。奈良氏の下で銀製の扇子や飾り皿などの製作に携わりまして、約10年間の修業を経ております。昭和45年に独立いたしました。平成17年に下職が多い台東区上野に近い現在地の東日暮里に転居いたしました。

この鍛金の仕事の関係でつながりがありました北区にお住まいの奥山峰石氏、この方は人間国宝ですが、この方の指導を受けまして器物の形成や打込象嵌の技術を修得しています。福士さんは主に銀製品を扱っている方で、独自の発案から製作する「作品」と、それから発注を受けて作る「商品」とに分けて製作を続けております。花器、湯沸など一枚モノの器物から、飾り扇やプロスポーツの優勝カップなども製作されております。打込象嵌の技法ですが、これは基本的に自分が作品展などに出品する作品に施しておりますけれども、発注者の要望に応じて、打込象嵌を施すことがあるそうです。

写真をちょっと見ていただけますでしょうか。これが福士さんの工房で、福士さんが作業

している様子です。右側に花器がございますが、ここに模様があります。これが打込象嵌の技法で入れた模様でございます。

指定理由につきましては、保持者は、平田禅之丞を祖とする平田派の系譜をひく江戸時代以来の伝統的な技術を保持し、加飾技法である打込象嵌の技術も修得している。60年以上にわたり研鑽を重ね、その卓越した技術を体得しており、区にとって大変貴重であるというところでございます。

以上が、登録文化財、指定文化財についての御説明でございます。

○教育長 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

○小林委員 1点よろしいでしょうか。今の御説明、本当にありがとうございました。伊東忠太が石浜神社本殿の設計に当たったということなのですけれども、伊東忠太自体は、お寺とか神社の設計をよくされているようなのですが、どういうきっかけでこの石浜神社の設計に当たることになったのでしょうか。

○ふるさと文化館学芸員 資料上は、伊東忠太との関係性というのは出てきておりませんが、石浜神社という神社が、近代においても有用な神社だという位置付けもございますでしょうし、それから式典の写真などを見ますと、軍人さんなども写っておりまして、そういった方々の口添えがあったのかもしれません。ただ、資料上はまだ確認できておりません。

○小林委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○長島委員 今回、石浜神社本殿ということなのですけれども、石浜神社は、ちょっと記憶にあるのですが、前に何か関連でこのような形で出てきたものはありましたか。

○ふるさと文化館学芸員 石浜神社の鳥居ですね。巨大な鳥居を石浜鳥居という形式のめずらしいものですが、それを2件、指定文化財にさせていただいております。ほかにもたくさん文化財を所蔵されている神社さんでございます。

○長島委員 思い出しました。ありがとうございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。繁田先生いかがでしょうか。

○繁田委員 基本的な質問で申し訳ないのですが、荒川区には何点ぐらいの登録文化がございますでしょうか。よろしかったら教えていただけたらと思います。

○生涯学習課長 区登録文化財のうち、有形文化財につきましては141件でございます。無形文化財については45件でございます。区指定文化財では、有形文化財は33件、無形文化財は17件でございます。

○繁田委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 そのほかよろしいでしょうか。では、せっかくだから私からも。伊東忠太さんの設計

による石浜神社の本殿を登録文化財にするということなのですが、先ほどの説明の中で、本行寺の本堂も手がけているということですが、本行寺の本堂はいつ造られたのですか。

○ふるさと文化館学芸員 近代の確か大正末時代ぐらいだったと思います。

○教育長 本行寺の本堂も登録文化財になっているのですか。

○ふるさと文化館学芸員 まだなっておりません。建築史が御専門の伊藤委員からは、調査をするようにという御意見は出ております。

○教育長 では、今後、登録文化財になるかもしれませんね。

○ふるさと文化館学芸員 そうですね。棟札も残っておりまして、候補として挙げられてよいかと思います。

○教育長 もう一点。指定文化財で、円通寺の追弔碑群と福土さんが候補に挙がっているのですが、彰義隊の追悼碑群というのは、登録文化財にはなっていたのですか。

○ふるさと文化館学芸員 なってございました。ただ、登録文化財の段階で彰義隊戦士の墓については除外されていたのですけれども、実はこれ東京都の指定の史跡になっております。これを含めるかどうか先生方に議論していただきましたが、入れる意味があるだろうということで、東京都の指定史跡を含めた上での追弔碑群になっております。

○教育長 分かりました。私からは以上です。

○教育総務課長 先ほど長島委員の御質問で大鳥居のお話が出ていましたけど、以前視察の候補に入っておりました。タイミングが合わなくて実施できておりませんが、コロナの感染状況によりまして、また調整させていただいて、御視察等も考えたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 そのほか御質疑はございませんでしょうか。ないようであれば、質疑を終了いたします。

議案第10号につきまして、御意見はございますでしょうか。

(「なし」の声)

○教育長 討論を終了いたします。議案第10号につきまして、議案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○教育長 異議ないものと認めます。議案第10号「令和3年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について」は、原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告事項のウに移らせていただきます。「伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について」を議題といたします。青谷課長、説明をお願いします。

- 生涯学習課長 「伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について」でございます。ポイントでございます。令和３年度の本事業における新規継承者育成支援事業（ステップ２）終了年限３年を迎えまして、昨年度補助延長をした者１名が、再度補助延長を希望しているものでございます。補助延長につきましては、文化財保護審議会の意見を聴取した結果、「延長は妥当である」との回答を得たので報告するものでございます。

内容でございます。補助延長を希望する１名について、本事業補助の延長は妥当であると、文化財保護審議会からは回答を得ております。

理由でございますが、荒川区の文化財である伝統工芸技術の保存と継承のため、さらに修業する必要があると判断したためでございます。ただ、毎年審査を行うことが望ましいという意見もございました。

補助延長希望者でございますが、保持者の方は、畠山弘さん、七宝でございます。継承者が畠山佳奈さん。開始年月は平成３０年４月からでございます。

延長の理由でございますが、４年間の修業で盛りは一通り修得いたしました。経験を重ねて作業のスピードアップをする必要があると。今後は仕上げ焼成を修業する。また、研磨はまだこれから学ぶ必要があるため、２度目の延長を希望しているということでございます。

３番の新規継承者育成支援事業（ステップ２）の補助内容でございますが、新規継承者への研修手当として、月額５，０００円を支給いたします。また、保持者へは材料費の補助として、月額１万２，０００円を支給いたします。また、継承者へは家賃補助として月額３万円。また、研修手当の交付期間が終了した者でありまして、引き続き区内に居住する者に限り、最長２年間、家賃補助として月額３万円支給がでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 教育長 本件につきまして、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件については報告事項でございますので、これをもって了承とさせていただきます。ここで生涯学習課長は公務のため退席となります。青谷さん、御苦労さまでした。

引き続き委員会の進行を進めさせていただきます。

議案第９号「審査請求に対する採決について」ですが、本件は審議内容に個人情報が含まれておりますので、荒川区教育委員会会議規則第１１条の規定により、会議を非公開としたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」）

- 教育長 異議ないものと認めます。議案第９号については会議を非公開といたします。

（非公開）

- 教育長 続きまして、残りの報告事項に移らせていただきます。

報告事項ア「令和３年度荒川区教育委員会褒賞について」を議題といたします。山形教育総務課長、説明をお願いします。

- 教育総務課長 「令和３年度荒川区教育委員会褒賞について」御報告させていただきます。令和３年度の荒川区教育委員会褒賞の受賞者が決定しましたので報告するものでございます。

内容を御覧いただければと思います。受賞者数ですが、小学校文化部門が合計で２３、スポーツ部門が１６。中高生・成人文化部門が３１、中高生・成人スポーツ部門が１４。合計で８４でございます。コロナ禍でかなり大会とイベント等が減っておりますので、平常時になりますともう少し増えてくるのかなと今、事務局では考えているところでございます。

主な褒賞内容については、次ページ以降に受賞者の一覧がございます。例えば１６ページの小学校・文化部門のところ、上の方には図書館を使った調べる学習コンクールで優良賞をとった児童。中ほどの１１番、全国小学生作文コンクールについては、国務大臣・国家公安委員会委員長賞。これは読売新聞などにも載っております。その下、スポーツ部門については、例えば４番のフェンシング選手権で優勝、６番の空手の全国大会で１位。１７ページのところの１３番では、バトンで１位をとってございます。その下の中高生・成人の文化部門についても、冒頭は図書館を使った調べる学習コンクール、優良賞を２人受賞してございます。中ほどについては、俳句甲子園で開成高校がかなり賞を受賞しているところでございます。１８ページにおきますスポーツ部門では毎年のように出ておりますけれども、１番のロイドさん、この方が毎年のように受賞しているところでございます。

今年度の表彰式につきましては、次回の３月１１日を予定してございましたけど、コロナ感染症拡大の影響がございますので、今年度については贈呈式を中止させていただきまして、各学校の中で表彰を行っていただきたいと考えているところでございます。

雑駁ではございますが、報告は以上でございます。よろしくお願いします。

- 教育長 本件につきまして、御質問等ございますでしょうか。
- 長島委員 この対象といいますか、区内にある学校ということで選ばれているということなのでしょうか、お願いします。
- 教育総務課長 基本的には区内の在住在勤の方です。成人部門もございますので。ただ、例えば開成高校もございますように、別に公立だけに限ったものではございません。先ほど各学校で表彰と申し上げましたけれども、成人部門の方については、基本的には郵送をさせていただいて、表彰をさせていただく形になります。
- 長島委員 高校が幾つか挙がっていますが、その高校に通っている荒川区の人という理解でよろしいですか。
- 教育総務課長 在住、在勤または在学でございます。

- 長島委員 ありがとうございます。よく分かりました。
- 教育長 続きまして、報告事項イ「令和３年度荒川区教職員表彰について」、山形教育総務課長、お願いします。
- 教育総務課長 「令和３年度荒川区教職員表彰について」報告をさせていただきます。令和３年度の教職員表彰の受賞者が決定しましたので、報告するものでございます。今年度につきましては、個人の教職員が４人、団体部門が２件でございます。次ページには一覧が載っております。２２ページからでございます。まず、汐入東小学校の三富先生については、外国語教育、特に英語科の指導指針ですとかLesson Planなどの作成に関わったり、またワールドスクールに参加をしたり、また校内においても情報教育ＩＣＴのリーダー的な存在でございます。第二峡田小学校の金子先生については、教務主任で、学校の中の教職員のリーダーとなっております。また、東京都の人権尊重推進校として、研究発表のときに中心的な存在となっているところでございます。

２３ページの第四中学校の野原先生でございます。この先生につきましては、実際の指導のスキルのところもそうなのですが、特に部活動の男子バレーボールの活躍などについては、例えば元年度の都大会で春季ベスト８、本年３年度についてはベスト１２と、かなり成績をとっているところでございます。４番の尾久八幡中学校の安達先生につきましては、記載がございますように、アンサンブルについて数々の受賞をしているところでございます。この４名の方が今回個人表彰でございます。

２４ページが団体でございます。尾久第六小学校につきましては、先日の研究発表、視察まではできなかったのですが、ＹｏｕＴｕｂｅでも配信をしたように、英語教育の充実と国際コミュニケーション能力の育成という重点項目について研究発表をいたしまして、都・全国に広く発表したということで受賞をしてございます。その下、汐入こども園につきましては、同じく研究発表でございましたけれども、園医であります三浦先生とともに校内の歯科衛生について尽力をしてございます。第８５回全国学校歯科保健研究大会について発表をして、高く評価を受けたところでございます。

表彰の内容については以上でございます。先ほどと同じように表彰式については今回行わず、教育長が各学校に行って表彰するという形を今、考えているところでございます。

雑駁ではございますが以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 教育長 本件につきましては、御質問等ございましたらお願いいたします。
- 小林委員 一言だけよろしいでしょうか。尾久六小の高橋先生、そして汐入こども園の大山先生ですが、ともにとても頑張ってくれた先生なので、本当によかったと思っております。くれぐれもよろしくお伝えください。おめでとうございます。

- 教育長 よろしいでしょうか。そのほかの報告事項ですが、教育委員会の日程について、事務局から連絡ありますか。
- 教育総務課長 日程について、今回修正はございません。ただ、前回御協議いただきましたけど、3月11日につきましては、総合教育会議を予定してございますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。
- 教育長 以上をもちまして、教育委員会令和4年第4回定例会を閉会といたします。

—了—